

福島県行財政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 最近の社会経済の動向を踏まえ、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行財政運営の推進を図るため、「福島県行財政改革推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 福島県行財政改革大綱の策定に関する基本的事項
- (2) 福島県行財政改革大綱の推進状況に関する事項
- (3) その他効果的かつ効率的な行財政運営の推進に関する事項

2 委員会は、前項に掲げる事項について、必要に応じ、福島県行財政改革推進本部に対して提言または助言を行うことができる。

(委員)

第3条 委員会の委員は、11人以内とし、民間有識者の中から知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。

(運営)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

3 会長は、委員会の進行をつかさどり、委員会を代表する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部行政経営課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月30日から施行する。